

札幌学院大学行動指針（2020年9月18日改定）

レベル	社会状況	大学の授業方法	大学院の授業方法	研究活動	図書館	大学施設	PC教室	課外活動	教員の出勤	職員の出勤	校務出張・研究出張	会議
0	平常時											
1	江別市または札幌市に感染者が発生し、理事長が感染拡大防止及び安全配慮の観点から、相応の対応が必要と判断した場合。	基本は、遠隔授業。ただし、履修者数等の条件をできるだけ低減させることを条件に面接授業可。	遠隔授業を基本とし、感染リスクをできるだけ低減させることを条件に、面接授業も認める。	感染リスクをできるだけ低減させることを条件に、研究活動を行う。対面での調査や相談・議論・会話は、社会的距離2メートルを常に確保する。学内者主催の研究会等の開催にあたっては遠隔研究会を基本とし、100人以下、教室の収容定員50%未満、60分ごとに休憩時間を取る場合、対面での研究会を認める。	月曜日から土曜日まで9:00～17:00に短縮開館。日曜日と祝日は休館。	当日、自身のチェックで体調に問題がないことを確認の上、大学構内の立ち入りを認める。	当日、自身のチェックで体調に問題がないことを確認の上、感染リスクをできるだけ低減させることを条件に、PC教室の使用を認める。	課外活動の再開及びF館と第2キャンパスの施設利用にあたっては、学生支援課への届出を要件とし、その内容（感染防止策や活動時間等）を確認の上活動を認める。	教員は教育研究活動を在宅でできるだけ行う。	すべての職員は通常どおり出勤する。なお、公共交通機関を利用する者については時差出勤を認める。	緊急事態宣言が出ている地域への出張禁止。海外はレベル2～4の国への出張禁止。	感染拡大防止に配慮して行うこととする。遠隔での会議を推奨する。
2	1. 都道府県知事から、平日の自宅待機その他の行動規制に関する要請があった場合。又は 2. 本学構成員の罹患が発生し、理事長が感染拡大防止及び安全配慮の観点から、平日の自宅待機その他の行動規範が必要と判断した場合。	原則、遠隔授業。一部の資格課程科目は例外として、感染リスクをできるだけ低減させることを条件に面接授業可。	遠隔授業を基本とし、感染リスクをできるだけ低減させることを条件に、面接授業を行う場合は原則として20分以内とする。	原則、在宅で研究活動を行う。研究会は原則オンライン開催。	原則休館(教員のみ限定利用可)。	入構制限をする。	PC環境がない学生は許可を得た上で使用可能とする。	課外活動禁止 (F館および第2キャンパスの施設利用も原則禁止とする)。	教員は在宅での教育研究活動をできるだけ行う。遠隔授業の準備に関しては立ち入りを認める。	職員は通勤手段に応じた勤務シフトを組む。これにより通常業務を遂行できる体制を目指す。	国内外の出張は原則禁止。	原則、遠隔とする。
3	1. 国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、都道府県知事から、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと、その他の新型コロナウイルスの感染防止に必要な協力を要請された場合など。又は 2. 本学構成員の罹患が発生し、理事長が感染拡大防止及び安全配慮の観点から相応の対応が必要と判断した場合。	原則としてすべて遠隔授業。	遠隔授業を基本とし、感染リスクをできるだけ低減させることを条件に、面接授業を行う場合は原則として20分以内とする。	在宅での研究活動とする。研究会は原則オンライン開催。	原則休館(教員のみ限定利用可)。	入構制限をする。	PC環境がない学生のうち、徒歩・自転車等で通学できる学生は、許可を得た上で使用可能とする。	課外活動禁止 (F館および第2キャンパスの施設利用も原則禁止とする)。	教員は在宅での教育研究活動を行う。遠隔授業の準備に関しては立ち入りを認める。	職員は在宅勤務または自宅待機とする。ただし、通勤手段に応じた勤務シフトを組み、最低限必要な機能を維持する。	国内外の出張は禁止。	原則、遠隔で行う。
4	大学を閉鎖せざるを得ない場合。	授業はすべて休講。	授業はすべて休講。	在宅での研究活動とする。研究会は原則オンライン開催。	完全休館。	原則、立ち入り禁止。	全面閉鎖。	課外活動停止。	教員は在宅での教育研究活動を行う。	職員は在宅勤務または自宅待機とする。	国内外の出張は禁止。	重要な会議以外は中止。